

令和7年4月定例会 教 育 長 報 告

行 事 表	
3月31日(月)	退職者辞令交付式（本庁舎 大会議室）
4月 1日(火)	教育委員会職員辞令交付式（本庁舎 会議室5）
4月 2日(水)	令和7年度転入等校長・教頭面談（二ツ井町庁舎 庁議室）
4月 8日(火)	令和7年度能代市校長会総会（淳城南小学校）
〃	令和7年度能代山本教育研究会総会（能代山本広域交流センター）
4月10日(木)	令和7年度能代市小・中学校教頭会総会（二ツ井町庁舎 大会議室）
4月11日(金)	令和7年度能代市山本郡校長会歓迎会（魚松）
4月15日(火)	令和7年度能代市山本郡教頭会総会（能代山本広域交流センター）
4月17日(木)	第76回東北都市教育長協議会定期総会、研修会 (～18日 岩手県花巻市)
4月22日(火)	第1回能代市スポーツ推進委員会（東部公民館）
4月24日(木)	教育委員会定例会（二ツ井町庁舎 大会議室）
〃	令和7年度能代山本教育研究会体育部会懇親会（松風庵）
5月 3日(土)	第38回能代カップ高校選抜バスケットボール大会 (～5日 能代市二ツ井総合体育館)
5月15日(木)	全国都市教育長協議会 定期総会、研究大会（～16日 埼玉県川越市）
5月19日(月)	校長人事評価面談（各中学校）（二ツ井町庁舎 庁議室）
〃	第1回能代市立小中学校事務共同実施推進協議会 (二ツ井町庁舎 庁議室)
5月21日(水)	第50回全国高等学校総合文化祭 第2回秋田県実行委員会 (県庁 第二庁舎)
5月22日(木)	能代山本租税教育推進協議会（能代税務署）
〃	教育委員会定例会（本庁舎 会議室9・10）

承認第 6 号

臨時代理の承認について

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 18 年能代市教育委員会規則第 5 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により承認を求める。

令和 7 年 4 月 24 日提出

能代市教育委員会教育長 高 橋 誠 也

1 臨時に代理した理由

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 18 年能代市教育委員会規則第 5 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の案件について、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を開くいとまがなかったので、臨時に代理したものである。

2 臨時代理の内容

能代市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正に伴い、地方自治法第 180 条の 2 に基づく市長との協議を行うものである。

3 臨時代理年月日

令和 7 年 4 月 1 日

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2の規定に基づく協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、市長と教育委員会との間の事務の補助執行に関して、次のとおり協議する。

（教育委員会の事務局の職員等に対する補助執行）

第1条 能代市教育委員会の事務局の職員及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員に次に掲げる事務を補助執行させる。

（1） 能代市の後援等の承認（教育委員会の所掌事務に係るものに限る。）に関すること。

（協議）

第2条 この協議により定められた事項の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が協議して定める。

附 則

この協議は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月28日

能代市長 齊 藤 滋 宣

能代市教育委員会

承認第 7 号

臨時代理の承認について

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 18 年能代市教育委員会規則第 5 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により承認を求める。

令和 7 年 4 月 24 日提出

能代市教育委員会教育長 高 橋 誠 也

1 臨時に代理した理由

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 18 年能代市教育委員会規則第 5 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の案件について、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を開くいとまがなかったので、臨時に代理したものである。

2 臨時代理の内容

教育長の不在代決者及び専決事項の整理に伴い、所要の改正をするものである。

3 臨時代理年月日

令和 7 年 4 月 1 日

能代市教育委員会訓令第1号

庁中一般・関係各所

能代市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年4月1日

能代市教育委員会教育長 高 橋 誠 也

能代市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

能代市教育委員会事務決裁規程（平成18年能代市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「部長が」を「部長も」に、「主管課長」を「次長」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、次長も不在のときは、主管課長がその事務を代決することができる。

別表各職位の専決区分表1庶務関係の表文書の項第1号中「定例的な」を「軽易又は定例的な告示、」に改め、同表出版物の項第3号中「例規集及び図書」を「図書」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

能代市教育委員会事務決裁規程 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(不在代決) 第8条 教育長が不在のときは、部長がその事務を代決することができる。 2 前項の場合において、<u>部長が不在のときは、</u> <u>主管課長がその事務を代決することができる。</u> 3 課長(能代教育事務所長、教育研究所長、学校給食センター所長、図書館長を含む。以下別表において同じ。)が不在のときは、課館所内における課長補佐(室の事務にあつては、室長。次項において同じ。)、館長補佐又は所長補佐がその事務を代決することができる。 4 前項の場合において、課長補佐、館長補佐又は所長補佐も不在のときは、主管係長(室の事務にあつては、室長補佐又は副室長)がその事務を代決することができる。 第9条 ～ 附 則 (略) 別表 (第4条関係) 1 庶務関係 【別記参照】 2 服務 (人事) 関係 (略) 備考 1～4 (略)	(不在代決) 第8条 教育長が不在のときは、部長がその事務を代決することができる。 2 前項の場合において、<u>部長も不在のときは、</u> <u>次長がその事務を代決することができる。</u> 3 前項の場合において、<u>次長も不在のときは、</u> <u>主管課長がその事務を代決することができる。</u> 4 課長(能代教育事務所長、教育研究所長、学校給食センター所長、図書館長を含む。以下別表において同じ。)が不在のときは、課館所内における課長補佐(室の事務にあつては、室長。次項において同じ。)、館長補佐又は所長補佐がその事務を代決することができる。 5 前項の場合において、課長補佐、館長補佐又は所長補佐も不在のときは、主管係長(室の事務にあつては、室長補佐又は副室長)がその事務を代決することができる。 第9条 ～ 附 則 (略) 別表 (第4条関係) 1 庶務関係 【別記参照】 2 服務 (人事) 関係 (略) 備考 1～4 (略)

【別記】

改正前

専決事項		専決区分				
		部長	課長・校長	地区公民館長・施設長	係長	特定専決者
文書	1 <u>定例的な</u> 公告及び公表の決定	○				
	2 文書の保存及び廃棄並びに文書の取扱いの指導及び文書区分の決定					教育総務課長
	3 文書の保管			○	○	
	4 文書の保存期間の決定					文書取扱主任
	5 文書の収受及び発送					文書取扱主任
	6 事務報告の作成	○				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
出版物	1 出版物の刊行	○				
	2 軽易又は定例的な出版物の刊行		○			
	3 <u>例規集及び図書</u> の保全			○	○	

改正後

専決事項		専決区分				
		部長	課長・校長	地区公民館長・施設長	係長	特定専決者
文書	1 <u>軽易又は定例的な告示、公告</u> 及び公表の決定	○				
	2 文書の保存及び廃棄並びに文書の取扱いの指導及び文書区分の決定					教育総務課長
	3 文書の保管			○	○	
	4 文書の保存期間の決定					文書取扱主任
	5 文書の収受及び発送					文書取扱主任
	6 事務報告の作成	○				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
出版物	1 出版物の刊行	○				
	2 軽易又は定例的な出版物の刊行		○			
	3 <u>図書</u> の保全			○	○	

承認第 8 号

臨時代理の承認について

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 18 年能代市教育委員会規則第 5 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により承認を求める。

令和 7 年 4 月 24 日提出

能代市教育委員会教育長 高 橋 誠 也

1 臨時に代理した理由

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 18 年能代市教育委員会規則第 5 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の案件について、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を開くいとまがなかったため、臨時に代理したものである。

2 臨時代理の内容

能代市指定有形民俗文化財第 6 号日和山方角石について、秋田県指定史跡として新たに指定されたことに伴い、告示により、能代市指定有形民俗文化財としての指定を解除しようとするものである。

3 臨時代理年月日

令和 7 年 3 月 21 日

能代市教育委員会告示第7号

能代市指定有形民俗文化財の指定解除について

能代市教育委員会は、能代市文化財保護条例（平成18年能代市条例第87号）第5条第3項の規定により、次のとおり能代市指定有形民俗文化財としての指定を解除する。

令和7年3月21日

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

1	種 別	有形民俗文化財
2	記号及び番号	民資第6号
3	名称及び員数	日和山方角石 1基
4	所在の場所	能代市能代町字後谷地国有林地内
5	所有者	日和山三吉神社講中
6	管理責任者	能代市
7	解除年月日	令和7年3月21日
8	解除の事由	秋田県指定史跡として指定されたことによる

議案第 20 号

能代市学校運営協議会委員の任命について

能代市学校運営協議会の設置等に関する規則（平成 26 年能代市教育委員会規則第 1 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、能代市学校運営協議会委員を別紙のとおり任命する。

令和 7 年 4 月 24 日提出

能代市教育委員会教育長 高 橋 誠 也

提案理由

能代市学校運営協議会委員を新たに任命しようとするものである。

能代市学校運営協議会委員名簿

任期 任命の日から令和8年3月31日まで

学校名	氏 名	所 属 等	新/再
淳城西小学校 能代第一中学校	小 嶋 雅 人	元能代第一中学校 P T A 会長	再任
	藤 嶋 妙 子	元能代第一中学校 P T A 副会長	再任
	櫻 田 隆 雄	風の松原に守られる人々の会会長	再任
	佐 藤 克	元能代第一中学校長	再任
	梅 田 佳 洋	元能代第一中学校 P T A 会長	再任
	千 羽 正 人	地域学校協働活動推進員	新任
	後 藤 健 二	元能代第一中学校 P T A 会長	再任
	上 田 奈津子	元能代第一中学校 P T A 副会長	再任
	佐 藤 大 介	前能代第一中学校体育文化後援会副会長	新任
	近 野 園 子	能代第一中学校 P T A 副会長	新任
	安 部 芳 幸	淳城西小学校長	新任
	田 崎 雅 則	能代第一中学校長	新任
淳城南小学校 能代第二中学校	五十嵐 馨	淳城南小学校同窓会長	再任
	小 玉 一 典	元淳城南小学校 P T A 会長	再任
	金 平 正 行	元淳城南小学校 P T A 会長	再任
	平 川 敬 悦	元淳城南小学校 P T A 会長	再任
	鈴 木 隆 宏	淳城南小学校 P T A 会長	再任
	三 澤 弘 文	民生委員児童委員	再任
	菊 谷 明	能代第二中学校応援隊	再任
	伊 藤 匡 子	外国語教育コーディネーター	再任
	佐 藤 幸 樹	第四小学校同窓会長	再任
	佐 藤 剛	第四小学校 P T A 会長	再任
	渡 辺 智 仙	前能代第二中学校 P T A 会長	再任
	矢田部 瑞 穂	淳城南小学校長	再任
	湊 正 人	第四小学校長	新任
	野 村 誠	能代第二中学校長	新任

学校名	氏 名	所 属 等	新/再
第四小学校	三 澤 弘 文	民生委員児童委員	再任
	菊 谷 明	能代第二中学校応援隊	再任
	伊 藤 匡 子	外国語教育コーディネーター	再任
	佐 藤 幸 樹	第四小学校同窓会長	再任
	佐 藤 剛	第四小学校 P T A 会長	再任
	小 坂 喜久雄	南部公民館長	新任
	平 川 巖	前能代南中学校同窓会長	再任
	永 塚 光 子	民生委員児童委員	再任
	藤 田 正 幸	芝童森自治会長	再任
	湊 正 人	第四小学校長	新任
第五小学校 能代東中学校	大 高 幸 美	元崇徳小学校長	再任
	鈴 木 建 一	檜山地区自治会連合会長	再任
	戸 松 郁 子	元能代東中学校評議員	再任
	保 坂 千 晴	元第五小学校 P T A 会長	再任
	渡 辺 和 吉	鶴形まちづくり協議会長	再任
	谷 内 直 毅	前能代東中学校長	新任
	高 橋 真 也	元第五小学校教頭	再任
	佐 藤 正 人	東能代郵便局長	新任
	池 端 隆 雄	第五小学校 P T A 会長	新任
	三 浦 佑 介	能代東中学校 P T A 会長	新任
	石 川 雅 道	能代東中学校長	新任
	渡 部 剛	第五小学校長	再任
向能代小学校 東雲中学校	浅 理 雷 三	元東雲中学校評議員	再任
	佐々木 直 実	元東雲中学校 P T A 会長	再任
	佐 藤 敬 顕	学識経験者(元校長)	再任
	佐 藤 信 也	向能代百煉会会長	再任
	鈴 木 義 美	鳥形奴踊り指導者	再任
	見 上 淳 子	主任児童委員	再任
	板 倉 和 也	東雲中学校地域学校協働活動推進員	新任

学校名	氏 名	所 属 等	新/再
	工 藤 絵里奈	前向能代小学校 P T A 会長	再任
	佐 藤 雄 樹	東雲中学校 P T A 会長	再任
	田 中 洋 輔	向能代小学校 P T A 会長	再任
	佐 藤 政 彦	東雲中学校長	新任
	大 高 智 久	向能代小学校長	新任
浅内小学校 能代南中学校	浅 野 士 郎	元能代南中学校評議員	再任
	平 川 巖	能代南中学校同窓会長	再任
	小 坂 喜久雄	南部公民館長	新任
	永 塚 光 子	民生委員児童委員	再任
	藤 田 正 幸	芝童森自治会長	再任
	原 田 千代子	主任児童委員	再任
	大 塚 義 道	浅内連合自治会長	再任
	松 村 惠季奈	前浅内小学校 P T A 会長	再任
	保 坂 智 之	浅内小学校地域学校協働活動推進員	再任
	原 田 正 胤	元浅内小学校 P T A 副会長	再任
	畠 山 芳	能代南中学校長	新任
	藤 谷 寛	浅内小学校長	新任
二ツ井小学校 二ツ井中学校	藤 田 隆	二ツ井公民館長	新任
	菊 池 徳 美	二ツ井地区民生委員児童委員	新任
	田 中 真理子	二ツ井小学校 P T A 会長	新任
	野 村 清 彦	二ツ井中学校 P T A 会長	新任
	淡 路 智 弘	二ツ井小学校スポ少親の会代表	再任
	藤 田 泉	二ツ井こども園長	再任
	成 田 弘 子	ふたつい女性連合会長	再任
	金 野 幸 子	二ツ井地区更生保護女性の会会長	再任
	菊 池 豊	二ツ井小学校同窓会長	再任
	松 橋 亨	地域学校協働活動推進員	新任
	中 田 春 輝	二ツ井小学校長	新任
	堀 江 岳 志	二ツ井中学校長	再任

議案第 2 1 号

能代市教育支援委員会委員の任命について

能代市教育支援委員会規則（平成 1 8 年能代市教育委員会規則第 1 5 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、能代市教育支援委員会委員を次のように任命する。

令和 7 年 4 月 2 4 日提出

能代市教育委員会教育長 高 橋 誠 也

能代市教育支援委員会委員名簿

任期 令和 7 年 5 月 1 日から
令和 8 年 1 0 月 3 1 日まで

氏 名	所 属 等
湊 正 人	第四小学校長
野 村 誠	能代第二中学校長
山 崎 恵理子	能代南幼稚園長
茂 内 昌 代	すぎ保育園長
大 山 知 恵	淳城南小学校教諭
大 沢 友 子	淳城西小学校教頭
堀 江 奈美子	能代支援学校教諭
佐 藤 充	家庭児童相談員

提案理由

能代市教育支援委員会委員佐藤充、工藤真弘、武田呈、大塚恵、佐々木仁志、滝沢治、高橋沙織、藤田卓也の退任に伴い、新たに任命しようとするものである。

議案第 2 2 号

能代市二ツ井公民館分館運営委員の委嘱について

能代市公民館の管理運営に関する規則（平成 1 8 年能代市教育委員会規則第 2 4 号）第 1 8 条第 4 項の規定に基づき、能代市二ツ井公民館分館運営委員を次のとおり委嘱する。

令和 7 年 4 月 2 4 日提出

能代市教育委員会教育長 高 橋 誠 也

能代市二ツ井公民館分館運営委員名簿

任期 令和 7 年 5 月 1 日から
令和 8 年 3 月 3 1 日まで

分館名及び役職		氏 名	備 考
荷上場	運営委員	伊藤 祐子	新 任
		菊地 蘭子	新 任

提案理由

能代市二ツ井公民館分館運営委員を新たに委嘱しようとするものである。